

## 日常生活圏域ニーズ調査を実施します

神崎町の介護保険計画策定の為、住民の方が望んでいる必要な介護サービスの種類や量を決める基礎調査となります。聞き取り項目が多くお手数をおかけしますが、よろしくご協力お願いします。

**対 象** 65歳以上の方（平成26年4月1日現在）

**持ち物** ニーズ調査票、筆記用具、眼鏡



### 《 日 程 及 び 会 場 》

	9時30分～11時30分	13時00分～15時00分
4.14(月)	神崎ふれあいプラザ	高谷コミュニティセンター (13:00～14:00) 今コミュニティセンター (14:30～15:30)
4.15(火)	大貫コミュニティセンター	みなみふれあいセンター
4.16(水)	原宿コミュニティセンター	新集落センター
4.17(木)	植房農村館	立野コミュニティセンター
4.18(金)	武田やすらぎの家	毛成コミュニティセンター
4.21(月)	小松コミュニティセンター	神崎ふれあいプラザ
4.22(火)	神宿コミュニティセンター	松崎コミュニティセンター
4.23(水)	郡江口コミュニティセンター	郡やすらぎの家
4.24(木)	四季の丘コミュニティセンター	成城台コミュニティセンター
4.25(金)	並木青年館	きたふれあいセンター

※上記会場に来られない方は郵送または保健福祉課まで調査票をお持ち下さい

お近くの、ご都合のいい会場でお受け下さい!



詳しくは神崎町地域包括支援センターへ ☎ 1607

## ～年金だより～

### 国民年金後納制度で将来の年金額を増やせます

後納制度は、過去10年間に納め忘れた保険料を納付することにより、将来の年金額を増やすことができるものです。また、年金を受給できなかった方は後納制度を利用することで年金が受けられる場合があります。過去10年以内に納め忘れの保険料がある方は、ぜひ後納制度をご利用ください。

なお、後納制度が利用できる期限は平成27年9月30日までとなっています。お早めにお申込ください。

### 後納保険料の納付書の「使用期限」にご注意ください

すでに後納制度を申し込まれた方で、平成16年4月以降分の後納保険料の納付がお済みでない方は、納付書に記載された使用期限（平成26年3月31日）までに納付をお願いします。なお、使用期限までに納付できなかった方が、平成26年4月以降に納付を希望される場合は、新たな加算額による納付書を発行しますので「国民年金保険料専用ダイヤル」またはお近くの年金事務所にご連絡ください。

※ご注意 平成16年3月以前の後納保険料は、10年を超えるため平成26年4月以降は納付できません。

### 後納制度の申込み・納付書の再発行のお問合せ

国民年金保険料専用ダイヤル（ナビダイヤル）0570-011-050

050から始まる電話でおかけになる場合は 03-6731-2015